

2022年日本政府年次報告
「強制労働に関する条約（第29号）」
（2018年6月1日～2022年5月31日）

1. 質問（a）について

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はなし。

2. 質問（b）について

（1）2018年条約勧告適用専門家委員会のオブザベーションについて

① 外国人技能実習制度

○ 外国人技能実習生の十分な保護を確保するための措置

・ 受入機関への効果的な監督活動について

＜外国人技能実習機構の取組について＞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）により、外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体に対して、定期又は臨時に実地検査を行っている。不適正な事案等に対しては、外国人技能実習機構により指導・勧告を行い、改善状況の確認により必要な改善を図らせるとともに、技能実習法の違反の態様等に応じて、主務大臣等において、監理団体の監理許可の取消、実習実施者の技能実習計画の認定の取消、改善命令といった行政処分等を行っている。なお、令和元年度において、実習実施者・監理団体への実地検査や技能実習生に対する相談援助等の実施体制の強化を図るため、外国人技能実習機構の人員を346名体制から587名体制へ増員し、制度の適正な運用に向けて体制を強化している。

＜労働基準監督機関の取組について＞

労働基準監督機関においては、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいる。

なお、関係行政機関等と連携し、相互通報制度の運用や合同監督・調査の実施など効果的な監督活動に取り組んでいる。

・ 技能実習生が置かれている自身の虐待的状况を申告することができるアクセス可能な経路並びに当該申告への迅速な対応及び行動について

技能実習法第49条は、技能実習生は、実習実施者や監理団体が技能実習法に違反している事実を主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）に申告することができる旨を規定している。

外国人技能実習機構では、技能実習生の一層の保護を図る観点から、次のとおり相談体制を強化している。

➤ 「母国語相談ホットライン」における8カ国語（ベトナム語、中国語、

フィリピン語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語、タイ語、英語）に対応した、電話、メール、SNS（Facebook messenger）等による相談対応

- 全国13か所に相談窓口を設置
- 技能実習制度、労働関係法令等の説明、実習困難となった場合や申告相談窓口を記載した技能実習手帳の配布

また、暴行や脅迫、精神・身体の不当な拘束などの緊急案件を迅速に把握し、技能実習生の一時保護や実習実施先に対する臨時検査を一体的に行うことにより、技能実習生が安全・安心に技能の習得等を行うことができるよう、外国人技能実習機構の「母国語相談ホットライン」に、暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習SOS緊急相談専用窓口」を2021年に開設した。

- ・ 外国人技能実習生を十分に保護することを確保するために必要な措置
監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行っている。

○ 技能実習法及びその施行規則の実際の適用に関する情報

- ・ 報告された違反の件数及び内容、起訴及び有罪判決に至った件数

<技能実習制度に係る関係法令について>

技能実習制度においては、技能実習法に違反があった場合において、監理団体及び実習実施者に対する指導・勧告や行政処分等を実施する。技能実習法に違反があった場合とは、実習実施者において、労働関係法令の違反があり、罰金刑に処された場合を含む。

また、技能実習法違反の該当の有無にかかわらず、労働基準監督機関においては、技能実習生を受け入れる事業場において労働基準関係法令違反があった場合には是正勧告を行うこととしており、重大又は悪質な法令違反については送検を行っている。

技能実習法違反における違反件数及び内容並びに労働基準関係法令違反の件数及び内容は以下のとおり。

<技能実習法違反について>

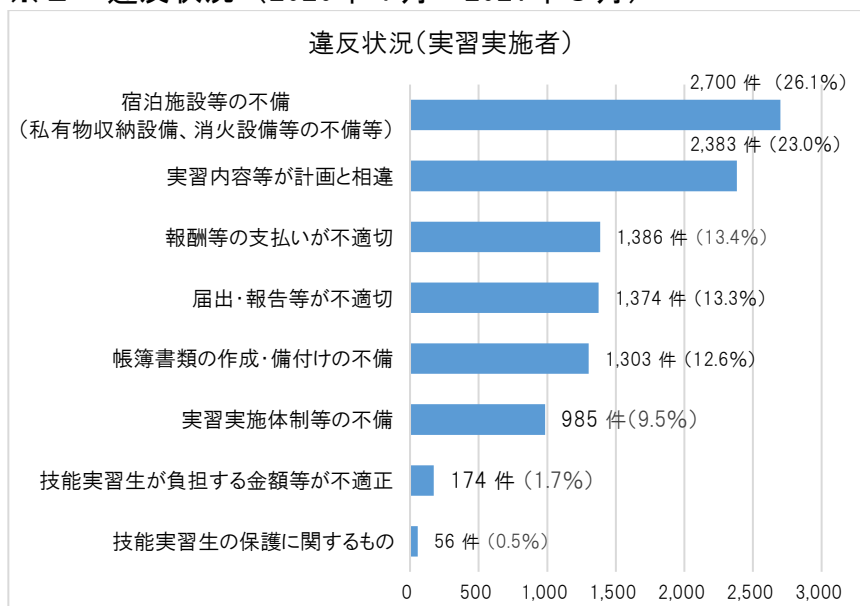
技能実習法違反が認められた場合、外国人技能実習機構が改善に向けた指導・勧告を行い、改善状況を確認することとしている。また、重大な違反については、主務大臣等による行政処分等の対象となっている。

表 1：外国人技能実習機構による実地検査状況（2017年11月～2021年3月）

		監理団体	実習実施者	合計
検査数	2018年度※ 1	2,484	7,891	10,375
	2019年度	3,087	14,970	18,057
	2020年度	3,363	17,308	20,671
違反者数 (検査数に占める割合)	2018年度	1,417 (57.0%)	2,752 (34.9%)	4,169 (40.2%)
	2019年度	1,331 (43.1%)	4,922 (32.9%)	6,253 (34.6%)
	2020年度	1,402 (41.7%)	6,445 (37.2%)	7,847 (38.0%)
違反件数※ 2 (条文数)	2018年度	3,806件	4,707件	8,513件
	2019年度	2,729件	7,979件	10,708件
	2020年度	2,692件	10,361件	13,053件

※ 1 2018年度：2017年11月～2019年 3 月
2019年度：2019年 4 月～2020年 3 月
2020年度：2020年 4 月～2021年 3 月
以下、会計年度は 4 月1日～ 3 月31日の期間を示す。

※ 2 違反状況（2020年 4 月～2021年 3 月）



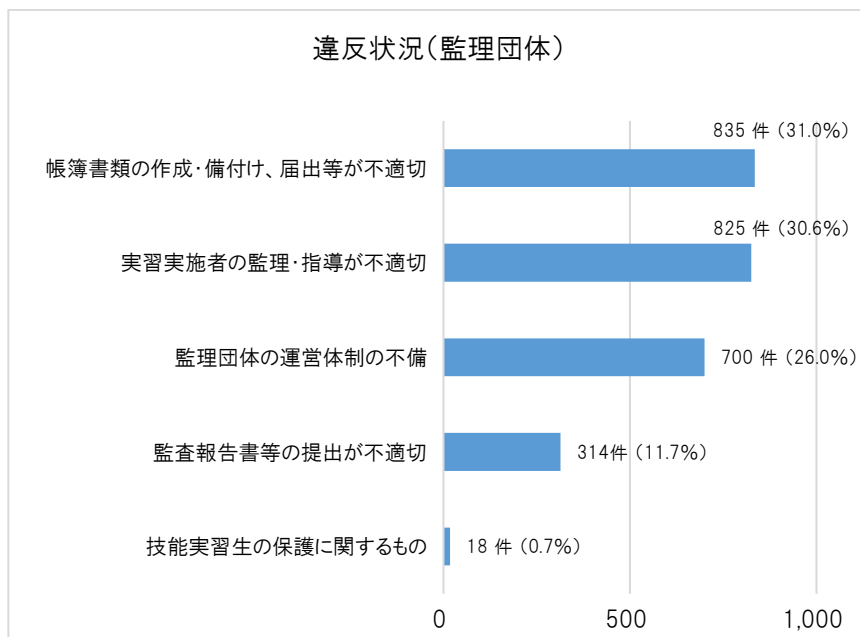


表 2 : 行政処分等の状況 (2017年11月～2022年 3 月)

単位：監理団体数又は実習実施者数

処分等の内容	監理団体		実習実施者	
	監理団体許可の取消し	改善命令	技能実習計画認定の取消し	改善命令
総 計	31	11	273	15
2018年度	1	0	8	1
2019年度	4	0	23	2
2020年度	13	2	77	6
2021年度	13	10	177	6

<労働基準関係法令違反について>

労働基準監督機関は、2021年に

- ①労働基準関係法令違反が疑われる9,036事業場（実習実施者）に対し監督指導を実施し、同違反が認められた6,556事業場に対して是正勧告を行い、
- ②重大又は悪質な労働基準関係法令違反が認められた25件について送検した（2022年 3 月31日現在）。

表 3 : 労働基準関係法令違反に関する送検状況 (2018年 1 月～2021年12月)

	2018年	2019年	2020年	2021年
監督指導実施事業場数	7,334	9,455	8,124	9,036
労働基準法・最低賃金法違反	14	21	27	13
労働安全衛生法違反	5	13	5	12
計	19	34	32	25

＜労働基準監督機関と外国人技能実習機構の合同調査について＞

都道府県労働局・労働基準監督署及び外国人技能実習機構では、2021年中、強制労働等、技能実習生の人権侵害が疑われる事案について37件の実習実施者に対し、合同での監督・調査（以下「合同調査」という。）を実施した。

この結果、合同調査を実施した37件の実習実施者のうち、都道府県労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が認められた30件について是正勧告を行い、外国人技能実習機構では、技能実習関係法令違反が認められた35件（速報値）について、改善勧告を行った（2022年3月31日現在）。

・ 有罪判決を生じさせた状況

技能実習生が被害に遭った刑事事件の判決に関する統計はなく、これを網羅的に把握しているものではないが、労働基準監督機関が送検した事例として、例えば、以下のような事案がある。

- 時間外労働及び休日労働を行わせていたにもかかわらず、労働基準監督署長からの報告命令に対して虚偽の報告を行った。また、証拠を隠滅するために実際の支払賃金について記録した賃金台帳やタイムカードなどの記録を廃棄した（労働基準法違反）。
- 法定の除外事由なく、賃金を控除した。また、時間外労働及び休日労働をさせたにもかかわらず、法定の割増賃金額を支払っていなかった（労働基準法違反）。
- 金属をアーク溶接する作業に技能実習生に従事させる際に、有効な呼吸用保護具（防塵マスク）を使用させなかった（労働安全衛生法違反）。

② 従軍慰安婦

別途回答を行う。

（2）2018年条約勧告適用専門家委員会のダイレクトリクエストについて

○ 人身取引

- ・ 刑罰が、労働搾取及び性的搾取を目的とした人身取引事犯に適用されることを

確保するため、法の執行に責任のある機関の意識向上及び能力強化のために講じた措置

(i) 警察庁

- 新たに採用された警察官や昇任した警察官に対し、警察学校において、人身取引事犯対策についての研修を実施している。
- 警察職員の専門的技能等の向上に資するため、警察庁指定広域技能指導官による研修を実施している。
- 風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象にした人身取引事犯対策に関する研修を実施している。

(ii) 法務省

- 出入国在留管理庁では、在職年数等に応じた研修において、人権の講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図っている。また、関係省庁、国際移住機関（IOM）、NGO等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策や人権に特化した研修を開催し、研修受講職員が現場職員にフィードバック研修を行う取組を実施している。
- 人身取引対策に特化した研修においては、被害者の認知のポイントを整理する事例研究を行うなど、認知の実務に重点を置いた講義を実施している。
- 検察庁では、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じ、人身取引に関する講義等を実施している。また、全国の検察官が集まる各種会議において、人身取引事犯に対して積極的に対応すべきことを周知し、特に、組織犯罪を担当する検察官の会議においては、全国の検察庁における人身取引事犯の具体的事例・経験を共有するなどしている。

(iii) 外務省

- 毎年度、領事初任者研修において、水際対策としての査証の役割、元被害者を面接する際の配慮等を内容とする人身取引防止対策に関する講義を実施しており、令和2年度は175人が受講した。在外公館警備対策官研修においても、91人に対し、同様の講義を実施した。
- こうした研修受講対象者を含む在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、旅券の知識のみならず、赴任国における関係機関との連携等について研修を実施している。
- 外務本省において、旅券事務に携わる都道府県旅券事務所職員等に対し、人身取引関係者、テロリスト等による旅券の不正取得等を防止するとの観点も加え、旅券発給審査等についての研修を実施している。

(iv) 厚生労働省

- 毎年度、「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」において、人身取引被害者への対応に関するIOMによる講義を研修として実施している。
- 毎年、任官後5年目程度の労働基準監督官を対象に実施している研修において、人身取引対策の推進における労働基準監督機関の役割等について研修を

行っている。

- 技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応として、2021年2月、都道府県労働局に対し、都道府県労働局において人身取引対策担当者を定めること、該当事案を把握した場合には労働基準監督署と外国人技能実習機構との合同で実習実施者に立入調査を実施し、関係機関等と必要な連携を図った上で対応すること等を指示し、取組の強化を図った。

(v) 海上保安庁

- 取締りの過程において事案を認知できるよう、毎年、実務者研修において、人身取引の実態、被害者の保護の重要性等についての講義を実施している。

(vi) 裁判所

- 裁判官研修を担当する司法研修所において、人身取引を含む人権問題を扱う研修を行っている。

- ・ 「人身取引対策行動計画2014」の実施に関して、日本政府が講じた措置と達成した結果についての情報

人身取引対策行動計画2014において、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成することを盛り込んだ。これまでに作成した人身取引対策行動計画の年次報告の掲載先のURL は以下のとおり。今後とも、人身取引の根絶を目指して取組を進めてまいりたい。

- 2015年
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/pdf/eigoban.pdf>
- 2016年
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai2/eigoban.pdf>
- 2017年
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai3/eigoban.pdf>
- 2018年
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai4/eigoban.pdf>
- 2019年
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai5/eigoban.pdf>
- 2020年
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai5/eigoban_honbun.pdf
- 2021年
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai7/eigoban_honbun.pdf

3. 質問 (c) について

労働基準監督官が行った定期監督等において、労働基準法第5条（強制労働の禁止）に関する違反が認められた件数及び労働基準法第5条違反容疑で労働基準監督官が検察

庁に送検した件数は以下のとおり。

表 4：労働基準法第 5 条違反・送検状況（2018 年 1 月～2021 年 12 月）

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
監督指導実施事業場数	136, 281	134, 981	116, 317	122, 054
違反件数	0	0	0	0
送検件数	3	4	1	2

なお、技能実習法に基づき、外国人技能実習機構が実習実施者及び監理団体に対して実施した実地検査の統計は、2（1）①で述べたとおり。

4. 質問（d）について

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。

5. 質問（e）について

- ① 2019 年 9 月 19 日 FKTU からの意見書について
別途回答を行う。

- ② 2021 年 8 月 30 日首都圏移住労働者ユニオンからの意見書について

○ COVID-19 パンデミック下での技能実習生の現状について

コロナ禍で帰国困難となった技能実習生に対しては、従前と同じ会社又は従前の業務と関連する業務であれば別の会社において就労を可能とする在留資格「特定活動（6 か月・就労可）」による在留を認めているほか、それに該当しない場合であっても本邦での生計維持が困難であると認められる場合には、週 28 時間以内の資格外活動を認めている。

技能実習の終期までの実施について、実習実施者は技能実習計画に定める実習期間の終期まで技能実習を行わせる義務があり、実習実施者の都合で技能実習を中止することはできない。

実習実施者の倒産や経営悪化等により、実習の継続が困難となった場合には、技能実習生の保護の観点から監理団体が新たな受け入れ先を探すことになり、技能実習法上、監理団体には、このような実習先の変更のための支援が義務付けられている。また、監理団体が新たな受け入れ先を見つけられない場合などには、外国人技能実習機構においても、技能実習生に対する実習先の変更のための支援を行っている。

なお、経済上の都合により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主等であって休

業や教育訓練により労働者の雇用を維持するものに対する助成制度として雇用調整助成金制度が実施されている。これは、要件を満たせば、技能実習生に対する休業手当や教育訓練を実施した場合にも助成の対象となる。この制度を活用して技能実習生の雇用維持に努めるよう外国人技能実習機構ホームページにおいて実習実施者や監理団体に周知している。

○ 労働基準法違反の状況と検察に送検された件数について

労働基準監督機関においては、技能実習生の法定労働条件の履行確保は重要な行政課題であるとの認識の下、認められた労働基準関係法令違反については是正するよう指導を行い、これが改善されることをもって法定労働条件の履行確保を図っている。また、度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しない等、重大・悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処している。

今後とも、引き続き、技能実習生に係る法定労働条件の履行確保のため、重点的な取組を行ってまいりたい。

○ 妊娠を理由にした女性研修生への不利益な扱いの横行、強制退去の脅し外国人技能実習機構が職務を遂行していないことについて

<妊娠・出産に係る不利益取扱いに関する法令及び措置について>

我が国では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律において、事業主による妊娠、出産等を理由とした解雇等の不利益な取扱いは禁止されており、技能実習生に対しても、事業主は妊娠、出産等を理由とした不利益な取り扱いを行ってはならない。こうした取扱いを行った場合には、同法に基づき事業主に対して是正指導等が行われることとなる。

加えて、技能実習生が意に反して実習が中止され、帰国を促される等した場合、外国人技能実習機構において母国語相談窓口への相談や申告の申し出を受けつけるとともに、特に緊急の場合に対応するため、「技能実習 SOS・緊急相談専用窓口」を設置し、強制帰国等の人権侵害行為等の緊急案件を迅速に把握している。

また、出入国港での出国手続の際、入国審査官が書面により出国の意思を確認し、技能実習生がその意に反して帰国させられている場合、申出を受けつけるなどの取組を行っている。把握した事案に対しては、技能実習生の一時保護及び実習実施者等への臨時検査を実施している。

さらに、技能実習生が妊娠・出産した場合、日本人労働者と同様の権利や義務（企業における産前産後休業を取得させる義務や、育児休業の取得、出産育児一時金等の支給等）が生じる。

こうした重層的な取組により、技能実習生が妊娠・出産した場合に不利益な取扱いを防止し、妊娠・出産した技能実習生に対する支援が行われるように取り組んでいるところである。

技能実習生や実習実施者、監理団体からこうした制度が十分に理解されていない等の課題があることは認識しており、技能実習生が妊娠・出産した場合の対応について、必要な情報をリーフレット等により技能実習生や実習実施者、監理団体に対して周知に取り組んでいる。

また、母国語相談窓口等を通じて個別の相談に応じ、適切な関係機関の案内等を行っているほか、令和元年度の機構における人数増など相談体制を強化したこと

より、この3年間で5倍となった母国語相談窓口に寄せられる相談にも対応できている（妊娠・出産事案に限らず全体の件数として、2018年度は2,695件であったところ、2020年度においては13,353件）。

なお、最終段落について、「入国管理局」に係る記載となっているが、いずれも「外国人技能実習機構」に関する記載の誤りであると考えられる（また、2020年3月31日現在の外国人技能実習機構の職員数は、587名。）。外国人技能実習機構が行う監理団体や実習実施者等に対する定期検査や、不適正事案に対する指導等、技能実習生の保護や支援に対する取組については、上述したとおりであり、職務について適切に遂行し、体制強化を行う等、取組を更に強化しているところである。

○ 「米国国務省の「2021年人身取引報告書：日本」で指摘されている日本政府のやる気のない態度」について

人身取引及び人権侵害に対処するための日本政府による強力かつ包括的で政府一体となった取組に向けた決意は確固たるものである。人身取引をはじめとした人権侵害はあってはならないことから、政府として、以下のような取組を行っている。

- ・ 外国人技能実習機構による実地検査、その結果に基づいた行政処分等による不適正な監理団体、実習実施者の排除
- ・ 技能実習生を対象とした母国語相談窓口の設置（人権侵害等に対応するための専用窓口も設置）
- ・ 暴力等の人権侵害等があった実習実施者から実習先の転籍支援や一時宿泊施設提供等の適切な保護・支援の提供
- ・ 技能実習に係る二国間取決めに基づいた認定の取消しによる不適正な送出国機関の排除

また、厚生労働省及び出入国在留管理庁において、監理団体や実習実施者等において技能実習制度の適正・円滑な運用が図られるよう、技能実習法の解釈や留意すべき事項をまとめた「技能実習制度運用要領」を公表しているところ、人権侵害等の事案に迅速に対応するため、本年2月に同要領を改正し、

- ・ 監理団体において迅速かつ確実に臨時監査を実施し、結果について直ちに外国人技能実習機構に対して連絡し、
- ・ 外国人技能実習機構において、早急に必要な調査・指導を実施することとしたところ。

さらに、2017年に創設した技能実習法の附則の規定において、施行後5年後（2022年11月）を目途に、この法律の施行状況を勘案し、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされていることを踏まえ、制度の見直しを含め、政府として取り組んでいく方針である。

技能実習制度の在り方については、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に今後有識者会議を設置し、特定技能制度と併せて、政府全体で検討を行っていく予定である。

こうした取組を着実に実施し、重大な違反については厳正に対処していくなど、引き続き技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に努めていく所存である。